

アニマルウェルフェアに関する章の改正案(2)

「アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム」の新規章(第3次案)について

(OIEコードにおける当該章の位置)
第I巻 総則
第7部 アニマルウェルフェア
第7.X章 アニマルウェルフェアと乳用牛
生産システム

9

改正案の経緯と予定

- 2013年2月にOIEから第1次案が提示され、その後、2回の加盟国照会結果を受けて、提示された第3次案。
(第2次案は2014年7月のOIE連絡協議会で議論)
- 2015年5月の総会採択を目指して、加盟国に3回目の意見照会中。

主な論点(第2次案)

- 繋ぎ飼いにおける回転

牛が、舎内、舎外にかかわらず、繋がれていなければならぬ場合には、最低限妨げられることなく横臥し、立ち上がり、自然な姿勢を維持し、回転することができるようにするものとする。

- カウトレーナーの使用

動物の行動を管理するために設計された帯電機器であって、ウェルフェア上の問題発生を増加に結びつくもの(たとえば、カウトレーナー、帯電式ゲート)は、使用されないものとする。

11

繋ぎ飼いにおける回転

- 第2次案に対する我が国のコメント

繋がれている牛は、最低限、横臥し、野外で繋がれる場合には、回転し、歩くことができるものとする。

(理由) アニマルウェルフェアと肉用牛生産システムの章の関連条文と同じ記載。アジアの発展途上国及び先進国のいくつかの国の中小規模農家の畜産実態にとって、よりふさわしい。

12

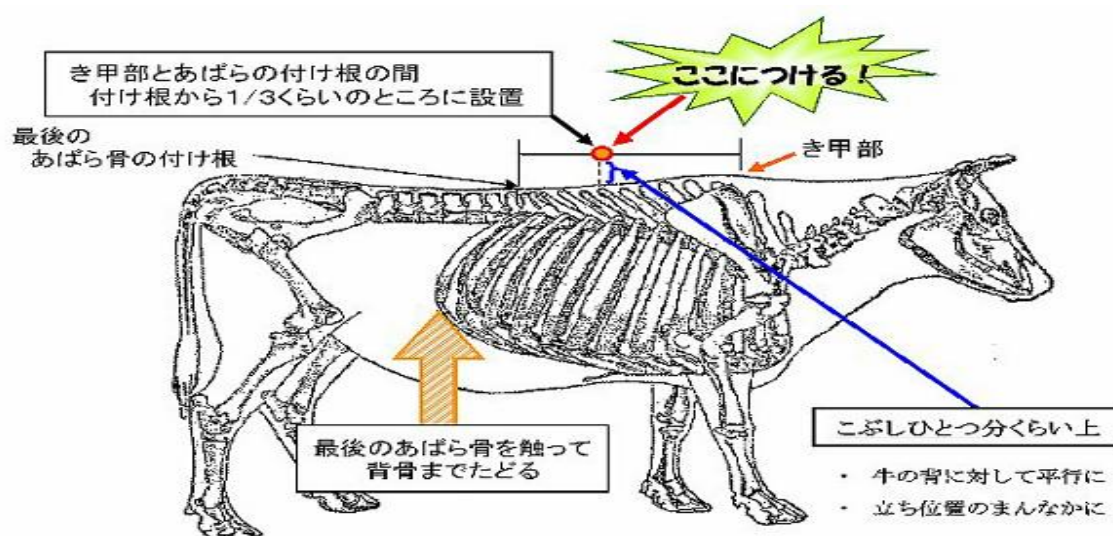
繋ぎ飼いにおける回転

● コード委員会の第3次案

乳用牛が、舎内、舎外にかかわらず、繋がれていなければならない場合には、最低限、横臥し、立ち上がり、自然な姿勢を維持し、自分を毛繕いすることができるようにするものとする。

13

カウトレーナーの使用



◆牛が背を丸めて排尿姿勢を取った時に、カウトレーナーに触り、一步後退できるところに付ける

出典：北海道根室振興局

カウトレーナーの使用

- 第2次案に対する我が国のコメント

動物の行動を管理するために設計された帯電機器であって、ウェルフェア上の問題発生の増加に結びつくもの(たとえば、~~カウトレーナー~~、帯電式ゲート)は、使用されないものとする。

(理由)それが正しく使われる限り、牛に継続的な痛みや苦痛を与えるものではなく、寝わらを良好な衛生状態にし、むしろ高いウェルフェアをもたらす。

15

カウトレーナーの使用

- コード委員会の第3次案

動物の行動を管理するために設計された帯電機器(たとえば、カウトレーナー)は、適切に設計及び保守されていない場合には、ウェルフェア上の問題を引き起こすおそれがある。

16